

第9回 第3次鎌倉漁港対策協議会会議録（概要）

日 時：平成23年3月21日（月）午後2時00分～午後4時00分

場 所：鎌倉市役所 201会議室（本庁舎2階）

出席委員：松田副会長、大崎委員、奥田委員、草柳委員（代理：太田氏）、奴田委員、原委員、前田委員、三橋委員

欠席委員：松山会長、井出委員、清野委員、山分委員（五十音順、敬称略）

事務局：小磯市民経済部長、梅澤市民経済部次長（兼幹事）、川村産業振興課長、加藤産業振興課課長補佐、青木産業振興課副主査

○あいさつ

事務局：本日はお忙しいところ、またお彼岸の中日にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。更に、去る3月11日には東北地方太平洋沖地震が発生いたしまして、日本国中が非常に大変な時期にもかかわらず、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。重ねてお礼申し上げます。地震につきましても、本市では約30件の被害の報告が上がっております。地震後に計画停電や節水など、日常生活の中で市民の皆様にご協力いただいていることにも感謝を申し上げる次第です。

なお、当初この日程を組みましたのは会長のご都合を尊重させていただいたうえで、皆様をお願いをしたところですが、会長は地震の関係で大学を離れることを許されないとのことで、禁足令が出ています。本日は副会長に議事進行をお願いしておりますのでよろしく願いいたします。本日はできるだけ説明を簡略化しまして、速やかな議事進行を考えていますので、何卒よろしくお願いいたします。

○開会

事務局：それでは、ただ今から第3次鎌倉漁港対策協議会第9回会議を始めさせていただきます。本日の出席委員ですが、鎌倉水産物商業協同組合理事長の●●委員の代理として、●●さんをご出席されています。なお、●●委員、●●委員、●●委員から所用のためご欠席とのご連絡を受けています。その他、●●委員は少々遅れていますが、ご出席の連絡をいただいています。また、ただ今あいさつにもありましたとおり、会長が今回の震災対策で急遽ご欠席とのご連絡をいただいていますことを報告させていただきます。

なお、皆様の机の上に配布しましたが、会長からコメントをいただいておりますので、代読させていただきます。

（「鎌倉漁港対策協議会の皆様へ」読み上げ）

会長の大役を引き受けながら、最後の協議会に出席できないことを、誠に深くお詫び申し上げます。3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、超巨

大で、かつ、我々の想像を超えた巨大津波を引き起こし、三陸海岸から、福島、茨城、千葉東岸に甚大な被害をもたらしました。皆様と共に被災された皆様にお見舞い申し上げると共に、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。

私共の大学でも、地震後、直ちに災害対策本部を立ち上げ、学生や教職員の安否確認、被害状況の調査に全学をあげて取り組んでおります。追い打ちをかけるように、福島第一原子力発電所事故が起こり、放射能汚染の危険が広がり、その対応にも追われています。小さな大学ですが、組織の長として学生と教職員の安全を確保することが私の本務であります。更に、周辺の方々と協力し合い、この難局を切り抜けるよう努める義務があります。

誠に勝手なお願いですが、本日の会議の進行を副会長にお願いをし、皆様のご協力によって、無事市長への答申が承認いただけますよう、お願いいたします。

「鎌倉漁港対策協議会会長 東京海洋大学学長 松山 優治」 以上です。

以上、ご欠席は4名、ご遅刻1名、ご出席7名で、協議会要綱第7条第2項の定数に達していることをご報告いたします。なお、今年度「基本構想策定の支援業務」を委託しています「財団法人漁港漁場漁村技術研究所」から2名同席していますので、よろしく願いいたします。

このような事情でございますので、協議会要綱第4条第4項の規定により、会長に代わり副会長に本日の会議の進行をお願いいたします。

以上でございます。それでは、副会長、よろしく願いいたします。

○庶務事項

副会長：突然、会長が欠席ということで、私の方に話がまわってきまして、不慣れな点もございますが、上手く進行していきたいと思っておりますので、時間までご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

事務局：それでは会議に入ります前に、庶務事項です。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。

資料1「鎌倉地域の漁港建設について（答申）案」、赤字で「答申書修正案（平成23年3月11日版）」と書いてあるものです。次に資料1-2「鎌倉地域の漁港建設について（答申）案」で、こちらの方は赤字で修正箇所が表示若しくは見え消しされています。次に資料2「資料編（案）」。更に資料3、これには答申書修正案（平成23年2月16日版）に対する主な意見とその対応についてということで、A3の横長の形でまとめています。なお、資料3は事前配布させていただいたものと同じ内容ですが、資料番号を付けたものを本日改めて配布させていただいています。以上、お揃いでしょうか。

委員一同：（了承）

事務局：次に会議の公開でございます。鎌倉市の審議会、協議会などは原則公開となっております。当協議会につきましても「鎌倉漁港対策協議会会議等公開取扱要

領」に基づきまして、傍聴者を受け入れることといたします。本日は2名の傍聴希望者がいらっしゃいます。なお、本日の会議録は発言者を会長、副会長、委員と記載し、発言の要旨をまとめ、事前に委員の皆様にご確認していただいた後、公表させていただきます。

以上の取り扱いにつきまして、ご了承いただきたいと存じます。

副会長：ただ今、事務局の方から庶務事項の説明がありました。このような取り扱いで皆さんよろしいでしょうか。

委員一同：（了承）

副会長：それでは、ここで傍聴希望者に入室させていただきます。

（傍聴者入室）

○審議事項

副会長：審議事項に入る前に、本日の進行についてお話しします。皆様のお手元にある資料をご覧ください。

本日の審議事項は1つでございます。と申しますのは、2月4日の会議以降、皆様に送りました資料を2回にわたり修正を行って、ここに答申書の修正案が出来上がっています。もう日数が無く、今日が最後の会議でございます。修正があるということであれば、私又は会長の方に任せていただきまして、市長に答申したいということで、目を通していただきました。これ以上修正はないというところまで来ていますが、もう少し修正をしたいということであれば、簡単にお話ししていただきたいと思えます。

それでは、この修正案を事務局の方で読んでいただけますか。

事務局：それでは、読み上げさせていただきます。

—「1 はじめに」読み上げ—

これは前回と変わりません。

副会長：皆さん、いかがですか。

委員一同：（異議無し）

副会長：それでは「2 答申」をお願いいたします。

事務局：—「2 答申」読み上げ—

副会長：よろしいでしょうか。

委員一同：（異議無し）

副会長：では次の「3 答申の根拠」をお願いします。

事務局：—「3 答申の根拠 (1)漁港建設のために配慮すべき基本的な事項について」読み上げ—

副会長：これにつきましてはいかがですか。

委員一同：（異議無し）

副会長：では次をお願いします。

事務局：—「3 答申の根拠 (2)漁港の位置について」読み上げ—

副会長：ここで漁港の位置について●●委員からの意見があるということですが。

事務局：付記を全て削除しましたのでおそらく「漁港の位置」というところに何らかの表現を入れて欲しいという意向ではないかと思えます。

副会長：いかがですか。

委員：●●委員は何故このⅢ案を残すことをご希望されたのでしょうか。その理由は。

事務局：これは直接、伺った話ではありませんが、おそらく、前回示した答申案には付記があった訳ですが、事前にお送りした答申案では付記を削除しました。最初は付記が必要ないというご意見でしたが、もしもⅡ案が難しいとなった場合の保証としてⅢ案を残してはどうかというご意見ではないかと思えます。

委員：付記については、この協議会の中で判りにくくなるので一本に絞ろうという話しではなかったでしょうか。

事務局：おっしゃるとおり、この会議では、出来る限り結論を1本に絞った答申にしたいというご意見がありましたので、この答申案では会長とも相談いたしまして、付記を取る構成にしてあります。

委員：そうであれば、●●委員の考えも判りますが、あえて取ったというこのままで良いと思えます。

事務局：意見の相違はあるでしょうから、全体の意見として付記を取るということであれば、今日の結論としてお願いします。

副会長：皆さんどうでしょうか。付記を付ける、付けない、皆さんで判断して多数決で決定して、それを伝えていただければよろしいのではないのでしょうか。

委員：3つの案からⅡ案を選んだということは、ここに説明されています。またⅢ案の一番の欠点は波に対して危険であるということで、協議会で話し合っⅡ案に決めた訳ですから、それをぶり返していたら結論が出ないと思えます。この原案のままが良いと思えます。

副会長：それではこの原案どおりⅡ案でまとめましょう。

委員一同：(異議無し)

副会長：それでは機能と規模についてお願いします。

事務局：—「3 答申の根拠 (3)漁港の機能・規模について」読み上げ—

副会長：先に漁協にお話していますが、ここで材木座の浜小屋の対応など、必要最小限規模の利用ということで、答申に活字となって出ている以上、漁業者にはよく組合の方から説明をして納得しておいてもらうことで、よろしく願います。

委員：はい、分かりました。

委員：先日発生した東北地方太平洋沖地震を考慮して、堤防の高さなどを入れなくても良いのでしょうか。

事務局：今回の答申には、鎌倉漁港の概要について答申していただいています。具体的な数値については、これから基本構想、基本計画の中で、いろいろな自然

的な影響を考慮して検討、決定していきたいと考えています。

副会長：よろしいでしょうか。

委員：はい

委員：1ついいですか。4 ページの一番最後にありました整備計画では「これら沿道との緩衝緑地帯及び構内道路に考慮する必要がある」という1文がありますが、これは法的に必要という意味ではないですね。

事務局：特に法的なことではなくて、5 ページの配置図のようにした場合、道路と漁港との間に緩衝帯を作る事例が多いので、それを考慮する必要があると書かせていただきました。道路については、駐車場の配置がどこになるのか、まだ分かりません。どうしても構内道路は必要ですから、それは今後の計画の中で検討していくことになります。

委員：これは取るという話ではなかったでしょうか。法律でも何でも無い、漁港を小さくしたい、それで一覧表では緑地を配置しないと明記してあって、図面の方ではこれを配置しているというのは、おかしい気がします。

事務局：判り辛いかと思いますが、以前の漁業者要望案の図には市民が利用する多目的の広場がありました。それが大きかったんで、それはなくします、というのが「多目的広場の緑地を除く」という緑地です。図にある緩衝緑地というのは、緑地という言葉が重複して判り辛いのですが、多目的広場としての緑地とこの緩衝緑地というのはまったく別ものということでご理解いただければと思います。

委員：以前、緩衝緑地については、法的に問題ないのであれば取ろうということではなかったですか。

事務局：答申案の一覧表では、配置しないということで、結論していただきました。図中の表記については、これを取るか取らないかという議論はなかったかと記憶しております。先程も申しましたように、答申はできるだけ結論を明確にしていきたいというご意向がありますので、この一文がなくても意はくみとれるものと考えられますので、今日の段階でまたご議論いただければ幸いです。

委員：我々はここが緑地であると思っていたので、以前示された緑地は最初から無いもののように考えていました。確かに、緑地は取り除くという話を前回したような気がします。

副会長：いかがですか。この緑地帯というのは外しますか。

委員：別に拘ってはいないのですが、図面と文章とが違うのではということです。

あと、緑地があった方が見栄えがいいのか、外から漁港が覗けないとか、見えないとかきれいであるとか。

委員：金網フェンスでもいいですよ、極端に言えば。

委員：行政が緑地に対して異常に執念を燃やしているから、ここでその部分を引っ張られると、市民が漁港を造ろうしているところに行政の意向が入ってくる

ことに違和感がある。最終的に協議会で答申をだして、漁港を造っていく検討の中で、緑地を作るという話になれば、それはべつに構わない。

事務局：この部分を協議会の結論としてうたう必要性はないと思いますので、実際に緩衝緑地が必要か否かというのは行政の中で検討させていただきたいと思います。先程、ご議論をお願いしますということでしたが、現段階で事務局としても、これを削除しても差し支えないものと考えています。

委員：もしも、委員の皆様もそれでいいというのであれば、会長さんと事務局のほうにこの取り扱いはお任せして、削除するなら結構ですし、このまま行きたいというのならそれでも結構です。意見としては言うておきますので、それでいいです。

副会長：いいですか。では、事務局の方とよく相談して考えます。

委員一同：(異議無し)

副会長：それでは次の(4)をお願いします。

事務局：—「3 答申の根拠 (4)地域や市民が享受できる付加機能と期待される効果について」読み上げ—

副会長：この(4)につきまして何かございますか。

委員：東北では、大津波が来て大変です。鎌倉も相模湾であんな大きな津波があった場合、本当に漁港だけの話だけでいいのでしょうか、実際に今、造ろうとしているものが、防波堤を造って周辺住民の生命や財産を守る機能というのも付加機能として大いにあると思っています。

関東大震災の時も長谷の辺まで津波が遡上したという話しです。その時から何も海に対する防波堤も無いというのでは、対策がされていないのではないのでしょうか。

長谷に住んでいる方たちは、このままで本当に海を、港だけではなく鎌倉の海岸線というのは、本当にこのままでいいのでしょうか。

委員：一応、国道134線が堤防道路らしいです。

委員：今回の津波だと、あんなものは簡単に超えてしまいます。

委員：一応、5mくらいあるでしょう。砂をどんどん入れているので、埋まってしまうました。

委員：場所によって高さが違います。

委員：考え方によっては、漁港というよりも、まず本当に必要なのは防波堤ではないのでしょうか、鎌倉のまちを守るという意味でも。

今日いらしている財団法人漁港漁場漁村技術研究所の方たちは、今回の地震の街を見るとすごく大きな防波堤が沢山ありますが、あれが有ると無いのでは、防波堤によりどれだけ生命、財産が守られているか、というのを研究なさっていると思うのですが、一言お話を聞かせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

副会長：お願いします。

(漁村研) : 後ろから失礼いたします。財団法人漁港漁場漁村技術研究所の●●でございます。私どもはこういう漁港の計画、その地域産業振興に対する研究をしているとともに、漁業地域の防災対策にも取り組んでいます。今回、私は4月になったら岩手、宮城の孤立した漁港に調査団として行く予定になっています。今回は未曾有の大きな津波が来襲したわけです。内閣府の中央防災会議では、あの辺りの地域では明治三陸津波、宮城県連動型地震津波というのを想定して、いろいろと構造物を設置していましたが、今回はそれをはるかに超える10倍くらいのエネルギーになったものが来襲してきたということです。

しかし、今まで1959年の伊勢湾台風以来、海岸に構造物を設置することによって背後の人命、財産を守るということをやってまいりましたが、それ以来、阪神淡路大震災以降1,000人を超える犠牲者を出した災害はありませんでした。津波による犠牲者はチリ津波の時でも140名という数字でして、海岸線に設けられた堤防や防波堤が背後の地域の方々の生命及び財産を守ったということは、確かに間違いないと思います。

今回、これはまだ予測段階ですが、今回、三陸地域に防波堤や海岸堤防があった場合と無い場合では、おそらく被災者の数に10倍程度の差が出たのではないかと推測されます。防波堤は津波対策用に造るものではなく、台風等の波浪に対して背後を守るという目的で造るわけです。効果としては津波のエネルギーを減衰させるという効果も持ち合わせていますので、今、漁協の方からも言われたようにそういう機能があるのではないかと我々は考えて、さらに研究を続けているところです。

副会長：今回の協議会は、市長から出された諮問に対する答申を完成させようとするものなので、防災についてはまた後日、市役所で検討してもらおうとして、今日はこの港の答申案を作りあげていく。そうしないと、時間がないので、ご了承願います。

委員：分かりました。ですが、市の方にはお願いしましたが、こういった会議にも防災担当が来てもいいはずですよ。これからは、そうやって横の連携をもっとよくとっていただけるようお願いしたいと思います。

事務局：おっしゃる通り、今回の地震でいろいろな被害を受けられた方がいらっしゃるんで、鎌倉もそういう場合にはどうしようか、ということはこれから考えなければいけないと思います。ただ、今は当面の震災の対応をしているところです。おそらく、これは鎌倉市1市だけで対応できる問題ではないと思っていますので、そのへんも含めまして、すぐ明日というわけにはまいりませんが、近々のうちに検討を開始しなければいけない課題だと認識しています。またその時にはお考えを伺いたいと思っていますのでよろしく願います。

委員：まったく逆の意見ですが、ここで「阪神淡路大震災で経験したように」と書いてありますが、東北地方太平洋沖大地震を経験してしまうと、あの津波、あの震災時に、陸上ルートが閉鎖された時に海上ルート云々なんて言わないほう

がいいと思います。腰越漁港を拡張する時にも、やはりお題目のように同じ文面が出ましたが、その時に出了た意見は、津波が来たら、あるいは震災なんかになったら、もう港は網や船、あるいは漂流物で一杯になってとても防災拠点なんかにはならないという意見がありました。これを今ここに書いてしまうと、防災拠点としての機能を果たすようなものを造らなければいけないと考えてしまいます。

だから、この3行は削除した方がいいと思います。

実際、多目的な港というのはバブルの頃に漁港だけでは造りにくい場合、フィッシャリーナだとか防災拠点だとかいう、いろいろなお題目を付けたのが始まりだと思います。地元住民あるいは地元漁民が安心して使える港であれば、防災拠点でなくてもいいと思います。それ以上余計なことはあまり書くべきではないと思いました。

津波からの防災を考えるのであれば、相模湾の入口に高さ30mからのコンクリートの防潮堤を造っていかないと、はっきり言って防ぐのは不可能だと思います。今、この港にそういった防災拠点としての機能を持たせるようなことを期待しなくてもいいのではないのでしょうか。答申として出す以上、出来ることだけを書く、出来ないことを書くのはやめましょう。

委員：同じ意見です。阪神淡路大震災の記載云々は別として、とにかく海上ルートの確保は今回の震災を見れば不可能です。この辺の文章を変えることは必要だと思います。議長が言われるように防災については防災で検討する。漁港については漁港のかたちで、きちんとまとめた上で別の立場で防波堤等々は考えればいいと思います。

しかし、この文章、海上ルートに関しては、今回の地震を見ているとまず不可能だということが考えられますので、疑問に感じます。

副会長：大地震が来なければ良かったのですが、ここにきて、港の機能というものが震災で失われている中で多目的・災害利用できるのかが問題です。この3行はどうしますか？

委員：私も賛同します。

委員：皆さんが享受できる付加機能ということでいろいろ並べて下さっているのだと思いますが、和賀江島などは何百年も前に造られたものなのに、僕は今でもそれを利用しています。無いよりはあった方がいいというのは確かです。絶対にそれは言えますから。書いてあってもいいですし、これは無い方がいいと言うのなら、それはそれで結構です。

委員：これが書いてあることによって、防災機能を踏まえた港を造らなければいけないという議論になれば、港を造るのが遅れてしまうかもしれない。それでは意味がないと思います。

委員：港として使えるなら、いざという時は当然その役割も担えると思います。だから、答申には無くとも、実際には使えると思います。

委員：同じ意見です。こういうことを書かなくても、有事の時に海が使えるなら漁業者さんも船を出しますよね。

委員：当然、出します。

委員：だから、改めて謳わなくても、あるいは別の観光関係の人だって何か出すと思いますから、そういった意味で、必要ないという気がします。

副会長：では、皆さんの意向でこの3行は削除してもよろしいですか？

委員一同：(異議無し)

副会長：では、そういうことで、よろしくをお願いします。

次に、最後の「4 鎌倉地域の漁港建設を進めるにあたって」をお願いします。

事務局：—「4 鎌倉地域の漁港建設を進めるにあたって」読み上げ—

副会長：この漁港建設を進めるにあたっての項目はよろしいですか。

委員一同：(異議無し)

副会長：以上で、答申案については一部修正する形で市長に答申することによろしいでしょうか。

委員一同：(異議無し)

副会長：続きまして、皆さんの手元にある資料ですね。この資料につきまして、事務局のほうから説明をしていただけますか。

事務局：資料編(資料2)、これは前回ご提示させていただいています。一度説明しておりますので、詳しく説明いたしません。今回、何回か答申案を修正していただきましたので、この中で字句修正でありますとか、参照ページの訂正等を加えるだけで、特段修正は加えていません。今日いただいた内容、本文のほうの修正を見ながら変更がある箇所には再度見直しまして、修正を加えさせていただきたいと思います。おそらく訂正箇所はないかと思います。細かい説明は過去に提示した資料でございますので、できれば割愛させていただきたいと思います。以上です。

副会長：この資料編につきまして、何かご意見ございますか。

委員：14ページにある航空写真で、それぞれの表面積を出した一覧がなかったでしたか。

事務局：13ページにあります。

委員：これは13ページと14ページが見開きの方が見やすいと思います。

事務局：見やすいように構成します。

委員：この資料編は何のために示すのですか？

事務局：例えば、4ページ以降には、漁港の位置について、どうやって決めていったのかということについて、過去に提示した資料をそのまま載せています。それから、15ページ以降に漁港の規模の算出がございしますが、この答申の中の施設や用地の規模について算定根拠を示しています。ですから本文を補完するものという位置付けです。

委員：協議会の過程としての資料なのか、答申書に添付する資料なのか、よく分らないのですが。

事務局：答申はあくまでも答申書のみです。ただ、答申書ではっきりしない数値的な部分をご覧くださいのための資料です。

委員：答申書を見て判らないところを見ればいいということですが、答申書と一緒に出すのですか。

事務局：参考資料としてこれを一緒に提出していただければと思っています。

委員：資料編についての協議会の中で承認を取る必要性が分からないのですが。

事務局：この内容は先程言いましたように客観的な事実を述べていますので、特に中をご審議いただくものではございませんが、この答申書の補完資料として不必要か必要かというところも含めまして、協議会の方で資料として認めていただければ、この答申と一緒に市長にお渡しいただければありがたいという意味です、協議会で承認を得た資料というかたちで我々は認識したいと思っています。

委員：書いてあることに間違いはないでしょうから、これを否定するということはないと思います。

委員：答申書だけよりも、これがあつた方が分りやすいと思います。

委員：あまり難しく考えなくてもいいのではないですか？

委員：単純にここにあるから、これも一緒に出すのかなど。

事務局：説明がまずくてすいません。これも一緒に頂戴するという意味で、これを一緒に市長にお出しいただきたいと思っています。その中身について、中のひとつひとつを承認するかどうかということではなく、これは今までに検討していただきました。すでに資料としてもすでに提出させていただいています。その資料の集積でございますので、これについては客観的な事実だと我々は思っていますので。こういうものがあつて、これを答申書と一緒に出していただくという意味のご承認といいますか、協議会の資料ですよという意味でのご認識をいただければありがたいと思っています。

副会長：いかがですか。

委員：もう1つ。これまでの経緯が2ページ目に書いてありますが、第1次及び第2次協議会の他にも「鎌倉の海と港を考えるフォーラム」があつたかと思えます。委員会形式で4回くらい開催したと思えますが、経緯としては載せておいてもいいのではないですか。市長も今までそういうことを積んできたことを知らないと思えます。

事務局：第2次協議会の一環として開催したと思えます。必要であれば紹介します。

委員：別の委員会ではなかったですか。協議会ではなかったような気がします。

事務局：協議会ではなかったかもしれませんが、その延長上でやっていたという様に聞いています。ただ、皆さんにその資料を出していなかったのも、答申及び資料には特に記載はしませんでした。もし皆さんから、そういった資料もあつた方がいいということであれば、資料に記載することは可能です。

副会長：確かにあれも結構大規模にやって、最後に一般を呼んで、そしてそのフォーラムの中で議論もしました…。

事務局：4回のフォーラムが開かれています。

委員：そこまでやっていくと答申が遅れてくる可能性もあるし、この資料編の1番のところに書いてある、第1次、第2次協議会の検討を踏まえてということですから、その検討を踏まえて載っているから、フォーラムまで載せなくてもいいのではないかなと思います。

委員：この資料編を承認することは、我々が出席していない第1次、第2次の協議会の内容も第3次の出席者が承認することになる。こういう物を添付資料として付けたいんですが、というなら分かるが、内容を承認する事の意味が判らない。

事務局：過去の事実を載せていますので、内容を承認いただくものではありません。事務局が附属させることについて承認をする、内容について責任を取るものではないです。

副会長：出すときには（案）が消えるのですね。

委員：事務局の資料として市長へ出すものであって、協議会として出すものではないでしょう。そうであるならば、異議はありません。

委員：私もそう思います。

事務局：それでは、答申は協議会からいただきます。資料編は、それを補強するものとして事務局で作成したものを一緒に提出していただければと思います。

副会長：では、結論を出します。答申は協議会で、それを踏まえて事務局から資料編を一緒に添えて市長に提出することによってよろしいでしょうか。

委員一同：（異議無し）

副会長：それでは、資料編の扱いも承認されたということで、皆さんと何回か会議を行ってきたわけですが、本日ここで皆さんの意見を何とか取りまとめることができましたことを、協議会といたしましてお礼を申し上げます。そして、これを早速、事務局とよく相談し、直すところは直し、後日、私と会長とで市長へ答申として提出したいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員：提出の時期はいつ頃ですか。

事務局：最終の確認を討議させていただきながら提出の手続きに早速入らせていただきます。皆さまの任期は3月25日までですので、市長への提出はそれまでには行いたいと思います。ただ、正副会長による答申書手渡しのセレモニーをやるようであれば、それは25日ではちょっと日程的には間に合わないかなと思いますので、25日以降で日程調整を行い実施させていただきたいと思います。それについては正副会長ともう一度ご相談させていただきます。

委員：よく分からないということですね。

事務局：当初29日を予定していましたが、会長の予定が定まらないので、25日までに答申は提出していただきますが、セレモニーは再度日程調整が必要であれ

ば行いたいと思っています。

この後、松尾市長の予定をとっています。本日は皆さんにお集りいただく最後の協議会となりますので、これまで協議いただいた答申内容などにつきまして、市長にご報告と皆様から一言ずつお言葉をいただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

委員一同：異議なし

事務局：それでは、市長をお呼びいたします。

(市長入室)

○その他

事務局：それでは、協議会からの答申内容などにつきまして、副会長からよろしくお願ひします。

副会長：今日は、お忙しい中を協議会にお越しいただきまして、ありがとうございます。私ども鎌倉漁港対策協議会は、平成21年3月から本日まで9回に亘り、いろいろと協議してまいりました、あらゆる角度から検討し、市長からの諮問事項であります4つの項目、位置、機能、規模そして地域の住民が享受できるような港を造ろうということで議論をしてまいったわけでございます。そして本日、皆さんの意向に従い答申書が出来あがったということで、市長にお出でいただきご報告することができました。答申として、漁港の位置は、坂ノ下から稲村ヶ崎に向かう海岸を候補地としています。そして、漁港の機能、規模につきましては、漁業者要望案を参考に検討して作り上げてまいりました。地域や市民が享受できる付加機能と期待される効果がある港をとということで、鎌倉の漁港の建設に対して、海を守り、漁業者が上手く操業ができるように、我々がなんとか良い港ができるように検討を行い、ここに答申が出来ましたので、後日、市長にお渡しすることをご報告させていただきます。

事務局：副会長ありがとうございました。それでは、ここで松尾市長からご挨拶をいただきます。

市長：市長の松尾です。いつもお世話になっています。本日は3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震の影響で停電ですとか、今日も交通機関なども多少の影響が出ているとうかがっております。そういうなかでご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平成21年3月26日の第1回から9回に及ぶ協議会を、本当に皆さんお忙しい中詳細に亘りまして様々なご議論をこの短期間の中で行っていただきましたことを、まず感謝申し上げたいと思ひます。

今、副会長から概略をご説明いただきました。この様々なご意見、そして今回の答申をしっかりと市として尊重させていただきながら、平成23年度に計画をしています漁港建設に向けた基本構想の策定に活かしてまいりたいと考えています。市としましても、しっかりと漁港建設に向けて市民、そして事業者

さん、そして漁業関係者の皆様方と手を組ながら前に進めていくために全力で取り組んでまいりたいと思っていますので、今後ともご支援、ご協力をお願いいたします。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局：ありがとうございました。それでは、折角でございますので委員の皆様からも一言ずつお言葉をいただければと思います。恐縮でございますが順番に指名させていただきますので、お願いします。

委員：どうも市長、ご苦労さまです。市長の諮問を受けて2年間、一生懸命漁港について検討を行わせていただきました。我々市民から見ても、また漁業者から見ても、漁港というのは必要なものでありまして、なんとか市長のお力で答申が出たという段階で終わらせずに、きちんと建設が進むようにお力添えをいただければ、皆の努力もまた市民の気持ちも報われるかなと思っています。ここからは市長にお任せいたしますので、完成に向けてより一層のご努力をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

委員：漁港に関しては随分昔から要望があったというのは聞いておりました。なるべく早く、本当に使いやすい安全な漁港が出来れば良いと思っているのですが、この間の震災の様子を見まして、これは鎌倉の漁港なんて100年先にぶっこんじゃったかなとちょっと思っています。実際、予算の問題等いろいろとあると思うのですが、もっと自分たちの生活がより良くなるような、漁港じゃなくても出来ることってもしかしたらあるのかもしれないし、もっといろいろ多角的な考え方で皆でこの鎌倉を良くしていけたらいいと思います。ありがとうございました。

委員：私は理事長の代理で出席させていただいたわけですが、我々も業種的にも水産物に関連していることなので、非常に興味がありました。業界的にも協力してやっていけるように。答申書にも書いてありますが、漁業者と我々の業界等が協力して他の地域とはまた違った形でもいいですから、鎌倉らしいやり方をしていきたいと。市民の皆さんに還元する場合はそのへんを強くお願いしたわけでございます。また利用者の皆さんが安全に操業できるような漁港を造っていただく。それを第一に考えて、この協議会に臨んでいたわけです。是非、立派な漁港を造れるように市長の方からもよろしくお願いします。

委員：私は去年の6月に商店街連合会の会長という仕事を仰せつかりまして、それからの参加ですから最初からいるわけではありません。ですが、いろいろ皆さんの話を聞いていきながら、商店街連合会の会長の立場というより鎌倉に生まれ育った立場でかなり言いたいことも言わせていただきました。●●さんが言うように、とにかく机上の空論、計画が棚上げにならないように。折角こうやってこれだけの人が集っていろいろな意見を出し、とにかく出来る範囲の漁港を造ろうということで、漁業者の方も最低限の形を提案してきて、それに対して我々もいろいろな意見を言わせていただきました。実は予算のことも謳った

ほうがいいのではないか。この予算だったらこの位のものが出来るのではないかということ表現した方がいいのではないかという話をしたのですが、それについてはやめようという話になりました。何となく出来そうな予算が組み立てられるということでこちらの方は進んでいます。是非、鎌倉の漁港が良いものになれば、我々も良い魚を食べられるのではないかなと思いますので、そのへんを早く実現できるように努力していただきたいと思います。

委員：はじめに漁港対策協議会委員の方、ありがとうございます。漁港が出来たら、獲れた新鮮な魚を市民に供給できるように考えていきたいと思いますので、そのために漁港の実現をよろしく願います。

委員：市長をはじめ市の皆さん、そして委員の皆さん、本当にいろいろなご意見、アドバイスありがとうございます。協議会というのはこれで終わりですが、我々は実際に港があってはじめてそれが役に立つものですから、これからもまだまだ努力しなければならないと思っています。その時に皆さんのアドバイスなど応援していただけたらと思っています。これからもよろしく願います。

委員：私は物心ついた時から坂の下に住んでいまして70年近くなりますが、子どもの頃から漁業関係者の活動を見ていまして、だいぶ苦労されているのがよく分っています。1日でも早く漁港ができて、漁業がもっと活発になって、鎌倉の新しい新鮮なものが皆さんのところに届けられるようなかたちになればいいなと思っています。あわせてその後の海岸について、子どもたちもあその場所が非常に素晴らしい遊び場になっていますので、漁業の方々とともに話し合いながら遊んでいた子どもたちのことが目に浮かびます。漁港に移ったとしても、鎌倉の海岸が元気な子どもたちの声が聞こえるような、そういう海岸にしてほしいと思っています。よろしく願います。

副会長：本日は進行役といたしまして、9回に亘りまして皆さんにご審議いただいてなんとか答申が出来上がったということに心よりお礼申し上げます。また、漁業者の皆さんもこれから鎌倉市民に美味しい魚を提供できるように、またよく魚屋さんと思の疎通を重ね、鎌倉市民に鎌倉の魚を口にさせていただくための努力をしていただきたいと思います。また、行政サイドには私どもが9回に亘りこうやって審議をしまりましたことを記録に残すだけでなく、実現するようにご努力願いたいと思います。以上です。ありがとうございます。

事務局：副会長はじめ委員の皆様、鎌倉地域漁港建設につきまして平成21年の3月から2年間、9回に亘って熱心なご審議をいただきまして本当にありがとうございます。市といたしましては、この協議会からいただきました答申をもとにこれを十分活かしながら来年度基本構想の策定に向けて努力してまいりたいと考えています。引き続きご指導、ご鞭撻のほどよろしく願います。また、先程も申し上げましたが、会長、副会長から、市長に答申をお渡ししたいと思っていますので、重ねてよろしく願います。2年間本当にあり

ありがとうございました。

副会長：これにて協議会を終了いたします。ありがとうございました。

委員一同：ありがとうございました。

(閉会)